

都島区社会福祉協議会
屋上防水改修工事にかかる入札実施について(要項)

都島区社会福祉協議会 屋上防水工事にかかる入札を行いますので、次の要項によりご参加ください。

記

1 案件名称

都島区社会福祉協議会 屋上防水工事にかかる入札

納入住所 都島区都島本通 3-12-31 電話 06-6929-9500

2 入札内容

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

次の掲げる事項すべてに該当し、当会がその資格を認めた物は入札に参加することができる。

- (1) 大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。ただし、資格名簿に登録されていないが、従前より本会と取引のある者は入札参加資格を有するものとする。
- (2) 見積合せを行う当日に業務停止措置の対象でないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。別添「特記仕様書」に準ずる。
- (4) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

4 応募手続き

(1) 申込方法

別紙「入札参加申請書」を都島区社会福祉協議会まで提出してください。

(FAX 可、ただし必ず受信確認をしてください)

(2) 申請書交付場所

都島区社会福祉協議会地域支援窓口及びホームページ上

(3) 提出期間

令和6年12月4日(水) から令和6年12月13日(金) まで

(午前9時から午後5時まで)

(4) その他

資格通知は、書類受付後送付する。

5 入札参加申請書提出書類

- (1) 「入札参加申請書」(12月13日(金) F A X 可) までに事前にご提出ください。

※入札にご参加いただけない場合は、連絡いたします。

- (2) 「入札書」 ・ 所定の様式をダウンロードしてください。

- (3) 「見積書(内訳書)」 ・ 様式は自由です。

「入札書」、「見積書」については、原本を持参または郵送。期日必着のこと。

6 入札書の提出

(1) 入札の記載事項

入札書には、入札にかかる経費の総額を税込みで記載のこと。

見積書には、経費や消費税などの内訳と総額がわかるように記載されていること（様式自由）

同種の工事の施工実績（様式自由）

工程表概要（書式自由）

(2) 入札書提出期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月24日（金）日・祝・年末年始を除く午前9時から午後5時まで

郵送可。ただし期限1月24日（金）は正午までの必着とする。

7 入札日・場所

(1) 日 時 令和7年1月24日（金）午後1時

(2) 場 所 都島区社会福祉協議会内 1F 事務室

(3) その他 必ずしも入札に立会う必要はありません。

入札結果は早急にお知らせします。

8 その他・納期

(1) 工期・設定は、令和7年2月28日（金）までとすること。

(2) その他不明な点については、必ず本会担当者に確認すること。

(3) 契約書またはこれに準ずる書類を作成すること。

9 問い合わせ先

大阪市都島区社会福祉協議会 地域支援担当 西上

TEL 06-6929-9500 FAX 06-6929-9504

特 記 仕 様 書

1. 暴力団等の排除について

(1) 受託事業者（以下、乙という）が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という)に基づく入札等除外措置を受けたときは、都島区社会福祉協議会（以下、甲という）は契約を解除することがある。

(2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本会監督職員若しくは当該事務事業担当者（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

(4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。